

令和2年度 第1回四街道市社会教育委員会議次第

日時：令和2年11月13日（金）10時30分～

場所：市第二庁舎2階 第2会議室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 教育長挨拶
- 4 委員及び職員紹介
- 5 会議の公開等について
 - (1) 会議の公開について
 - (2) 会議録の作成について
 - (3) 議事録署名人について
- 6 議題
四街道市芸術文化振興助成金について
- 7 報告
 - (1) 委員長報告
 - (2) 成人式について
 - (3) 学校運営協議会について
- 8 その他
- 9 閉会

【当日配布資料】

- ・ 四街道市社会教育委員名簿
- ・ 四街道市社会教育委員設置条例
- ・ 委員長報告
- ・ 成人式 …参考資料1
- ・ 学校運営協議会 …参考資料2（会議終了後回収します）

令和3年度 芸術文化振興助成金交付要望申請一覧

No.	団体名 代表者(住所・氏名)	開催日時 開催場所	事業名 目的 ゲスト等	入場料 予定入場者	総経費額 助成対象額 要望金額	判断要件(要綱・基準)
1	四街道市美術協会 [Redacted]	令和3年10月5日刊行予定	(事業名) 第30回郷土作家展 記念作品刊行事業 (目的)市教育委員会との共催により継続して きた郷土作家展の実績をまとめることにより、市 民の芸術文化意識の向上を図る。		442,000円 442,000円 200,000円	①要綱 第2条第1項第2号(記念誌刊行) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の額) ③基準 第3条第1項第1号(市民が実施) ④基準 第4条第1項第2号(記念事業) ⑤基準 第5条第1項第1号(市内域内)
2	四街道市民ミュージカル実行委員会 [Redacted]		(事業名) 第5回 四街道市民ミュージカル「ガス燈 妖精 物語(仮題)」 (目的)四街道市民ミュージカルは、市民の 大きな関心事になるようこれからも、四街道市、 教育委員委員会、公益財団法人四街道市地 域振興財団と一緒に子どもたちの成長 を願って継続していくことです。	2,000円 各種割引あり 1,500名	5,584,000円 1,10,000円 500,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽公演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内) ③基準 第3条第1項第1号(市民が実施) ④基準 第4条第1項第1号(企画事業) ⑤基準 第5条第1項第1号(市内域内)
2						
4						

四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和2年10月12日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

四街道市 [Redacted]

団体名

四街道市美術協会

代表者氏名

[Redacted]

TEL

[Redacted]

【携帯】

[Redacted]

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 第30回郷土作家展 記念作品集刊行事業

2 交付要望額 200,000 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- (5) 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）

【担当者連絡先】

〒 [Redacted]

住所 四街道市 [Redacted]

氏名 [Redacted]

TEL [Redacted]

Fax

E-mail

事業計画書

事業名	第30回郷土作家展 記念作品集刊行事業
事業区分	記念・周年事業
日時	令和3年10月5日刊行予定
会場	名称 (収容定員 名) 所在地
参加者人数	約 人 (主催団体 人 + 一般参加者見込 人)
事業目的 【意義・効果】	<p>事業について、<u>市民参加の度合い</u>（市民参加型や地域連動型等、教育普及効果の高さ）、公益性・公共性、（芸術性、創造性）等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。</p>
	<p>（市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等）</p> <p>市教育委員会との共催により継続していた郷土作家展の実績等をまとめることにより、美術協会としての記録だけではなく、市の芸術文化の活動の実績記録となり、市民の芸術文化意識の向上を図る。</p>
	<p>（助成金の活用方法や効果、開催の意義等）</p> <p>美術協会は、市にゆかりのある作家による郷土作家展を行うため市教育委員会の呼びかけにより発足した団体である。プロ作家の活動を市内でアピールすることにより、市の芸術文化の牽引することを目的とし長年活動してきた。特に、市教育委員会との共催事業である郷土作家展は、令和3年度で30回を迎え、書道、絵画、工芸など多様な作品による展示は、市の芸術文化活動の多様性等を表現するとともに、市の芸術文化の興隆に寄与してきた。その実績をまとめ、市の芸術文化のPRに役立てる。</p>
	<p>（今後の発展性等）</p> <p>30回にわたる市教育委員会との事業の実績をまとめることにより、今後の活動意欲の向上につなげるとともに、市の芸術文化活動のPRおよび市民の芸術活動の啓発に繋がる。</p>
	<p>（事業の特徴や独自性、特記事項等）</p>
その他	

事業内容	ジャンル	音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・ 美術 ・文芸・文化財 その他（ ）
	入場者見込数	名（事業が複数の場合は延べ人数）
	入場料の徴収	有（ ）円 ・ 無 / 割引（有・無）
	広報・周知方法	美術館、県内市町村、関係団体に配布
	後援・協賛者	
	構成等	<p>（演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。）</p> <p>◎記録集 <36 ページ、オールカラー、無線綴じ（600 部）></p> <p>頁構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～2 頁 挨拶文・目次等 ・ 3～16 頁 第 1 回～29 回に及ぶ郷土作家展の概要 （作品点数、来場者数） ・ 17～35 頁 第 30 回展示作品写真 （絵画約 30 作品、書道 15 作品、工芸約 6 作品） ・ 36 頁 奥付 <p>絵画…油彩、水彩、日本画、ペン画、水墨画等 書道…かな、漢字、近代詩文書、刻字等 工芸…陶磁器、七宝焼、鍍金等</p>
その他・特記事項		

収 支 予 算 書

【収入の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 容 (単位：円)
事業 収入		0	
	小 計 (ア)	0	
市助成金 (イ)		200	
自 己 負 担	会員参加費		
	団体拠出金	242	積立金より拠出
小 計 (ウ)		242	
総額 (ア) + (イ) + (ウ)		442	

【支出の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 訳 (単位：円)
助 成 対 象 経 費	印刷費		
	図録印刷費	374	
	・撮影代	110	110,000円×1日
	・制作代	88	88,000円×1件
	・印刷・製本代	174	290円×600冊
	通信費	60	
	通信連絡費	60	400円×150件 (会員、県内市町村、美術館等)
	消耗品費	8	
	・発送用封筒	3	20円×150件
	・A4用紙1000枚	1	500円×2冊
・プリンターインク	4	1,000円×4色	
	小 計 (A)	442	
助 成 対 象 外 経 費		0	
	小 計 (B)	0	
総計 (A) + (B)		442	

四街道市美術協会規約

(名称)

第1条 この会は、四街道市美術協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、当分の間四街道市教育委員会社会教育課内に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親和協力により創作活動を活発に行うとともに、他の文化団体とも連携し、四街道市における文化の興隆を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 郷土作家展
- (2) 美術文化推進のための諸事業
- (3) その他、この会の目的を達成するための事業

(会員)

第5条 この会の会員は、四街道市内在住者・在職者、出身者及びこれに準ずる者とする。

(入会)

第6条 この会に入会しようとする者は、申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この会に新しく入会する者は、入会金として3,000円を納めるものとする。

- 2 この会の会員は、会費として年額4,000円を納めるものとする。
- 3 前項の規定に係わらず、名誉会員は会費を免除することができる。

(退会)

第8条 この会を退会するとき、退会届を提出するものとする。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 会費を2年間納入しないとき
- 3 会員がこの会の目的に反する行為をしたときは、総会の決議により除名することができる。

(役員)

第9条 この会に役員として、会長1人、副会長2人以内、事務局長1人、事務局次長2人以内、会計2人、理事若干人、監事2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、総会で選出し、会員以外からこれにあてることができる。
- 3 理事及び監事は、会員の互選により選出する。
- 4 事務局長、事務局次長、会計は理事会において理事の中から選出し、総会において承認する。
- 5 役員員の任期は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠のため就任した役員員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第10条 会長は、この会を代表して総会を招集する。

- 2 会長は、理事会を招集し、議長となる。
- 3 副会長は、会長に事故あるときは代理をつとめる。
- 4 理事は、会の運営その他、重要事項を審議する。
- 5 事務局長は、事務局を総括し、会務を処理する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 7 会計は、この会の会計を掌る。
- 8 監事は、この会の会計を監査する。

第11条 この会に名誉会長及び名誉会員・顧問を置くことができる。

2 名誉会長は四街道市長とし、名誉会員・顧問は会員の中から理事会において選出する。
(総会)

第12条 総会は、年に1回開催する。ただし、理事会において必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

2 総会において議決する事項は次のとおりとする。

- (1) 各種の事業計画及び収入支出の予算、決算の承認
- (2) 名誉会長・名誉会員・顧問並びに役員承認
- (3) 規約の改正
- (4) 解散及び財産の処分

3 総会の議長は出席者の中から選出し、総会の決議は出席者の過半数の賛成を要する。
(理事会)

第13条 理事会は、顧問及び監事を除く役員で構成し、必要に応じ随時開催する。

2 理事会において附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会員の承認
- (3) その他会務運営上重要な事項

3 決議は、出席者の過半数の賛成を要する。

(経費の支弁)

第14条 この会の経費は、会費、寄付金、展覧会収入、その他の財源により支弁する。
(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(事務局)

第16条 この会の会務を処理するため、事務局を当分の間四街道市教育委員会社会教育課内に置く。

附 則

この規約は、平成5年9月5日から施行する。

平成8年4月21日一部改正

平成11年4月25日一部改正

平成18年4月9日一部改正

平成19年4月14日一部改正

平成22年4月10日全部改正

平成26年4月12日一部改正

平成27年4月11日一部改正

四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和 2年10月15日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

[Redacted]

団体名

四街道市民ミュージカル実行委員会

代表者氏名

[Redacted]

TEL

[Redacted]

【携帯】

[Redacted]

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 第5回 四街道市民ミュージカル「ガス燈 フェアリーテイル 妖精物語 (仮題)」

2 交付要望額 500,000 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料 (チラシ・パンフレット等)
- (5) 市外開催に係る理由書 (市外開催の場合のみ)

【担当者連絡先】

〒 [Redacted]

住所

[Redacted]

四街道市民ミュージカル実行委員会事務所内

氏名

[Redacted]

TEL

[Redacted]

Fax

[Redacted]

事業計画書

事業名	フェアリーテイル 第5回 四街道市民ミュージカル「ガス燈 妖精物語（仮題）」
事業区分	●企画事業 記念・周年事業
日時	令和3年8月28日（土）13：30 予定 令和3年8月29日（日）13：30 予定
会場	名称 四街道市文化センター大ホール（収容定員 943名） 所在地 四街道市大日396
参加者人数	約 120人（主催団体 15人 + 一般参加者見込 105人）
事業目的 【意義・効果】	<p>事業について、市民参加の度合い（市民参加型や地域運動型等、教育普及効果の高さ）、公益性・公共性、（芸術性、創造性）等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。</p>
	<p>（市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 募集対象＝一般市民、小中高特の児童・生徒（障害者・児）を含む。 2. 募集内容＝出演者、実行委員、ボランティアスタッフ 3. 募集方法＝令和3年1月より市の広報その他情報誌、SNS等により、全市民対象に募集。また募集チラシ・ポスターを市内12の公共施設を介して行う。特に市内17の小中学校全児童対象に、市内の高校、特別支援学校あてに募集チラシを配布。更に、自治会掲示板・駅頭掲示板に募集ポスター掲示。駅頭に横断幕を設置。 <p>特に公演の楽しさを知る過去の出演者に依頼する（毎回約30%参加）。 例年の実績では、上記参加予定者の95%が市内在住者・在勤者である。</p>
	<p>（助成金の活用方法や効果、開催の意義等）</p> <p>質の高いプロの演出家・脚本家・音楽家・舞踊家を講師として招き、芸術文化に直接触れたり、あるいは観賞する中で、市民の芸術性、文化性の意識的高揚に貢献する。また、多世代の交流、障害のある人となない人の、自然な交流の場を提供することで、自然な中にも分け隔てのない人間観交流を実現することができる。参加者たちが歌い、踊り、演じる「楽しさ」を共有し、舞台と客席が一体となる瞬間を共有することで、市の芸術振興、文化振興の一助となることを確信している。</p>
	<p>（今後の発展性等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民の芸術性、文化性の意識的向上 2. 市の芸術・文化振興の一端を担う 3. 社会教育の一環として、多世代交流、障害者との交流の促進

	その他	<p>(事業の特徴や独自性、特記事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内はもとより、世界的に著名な演劇関係者や音楽関係者を講師として招き、より高度な芸術・文化の資質を求めている。 2. 実行委員会を要として、講師・市民参加者が一体となって舞台を作り上げる達成感を、個々に習得できる企画・運営である。 3. 内容の継承＝地域に関係する題材・テーマに統一し、市民の郷土愛や、郷土への関心を高める 4. 地域教育の一環＝多世代交流、障害者との交流を体験することで、学校教育、家庭教育では得られない教育の場として提供する。 5. 出演者の中心を子ども立ちに置き、単に舞台の成功だけに留まらず、成長を促すことを目標としている。
事業内容	ジャンル	音楽・●演劇・舞踊・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他()
	入場者見込数	1,500名(事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有(大人2,000円)・割引有(子ども・障がい者1,000円)
	広報・周知方法	市広報・財団ニュース・SNS、小中学校にチラシ配布、駅頭掲示板ポスター貼り出し、市外22の自治体公共施設(44)へのチラシ配布・ポスター貼付
	後援・協賛者	四街道市・教育委員会・社会福祉協議会・各新聞社・PTAなど市民団体を予定

構成等	<p>(演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。)</p> <p>演目：「ガス燈 妖精物語 (仮題)」</p> <p>特別出演者：市長・教育長・市議会議員へ出演を呼びかける</p> <p>事業の内容：めいわ地区のガス灯通りを題材にしたものである。ガス灯の誕生と、現代までの流れを描いた内容である。「ガス灯からLED灯への交代」と「年配から若者への世代交代」とをかけ、反発し合うも、結びには理解を深め、尊重し合う姿をテーマとする。幅広い年齢層の人物設定により、老若男女様々な出演者が、適役で活躍している。登場人物のキャラクター、時代ごとに曲調とコンセプトを明確に決めることで、観客が懐古、共感ができ、「ワクワクする」シーン展開ができる。方法や形の違いはあるものの「希望の光溢れる世界」を望む気持ちは皆同じ。公演を通して、四街道市民、出演者、観客が、心を一つにできればと切に願う。</p>
その他・特記事項	<p>四街道市民ミュージカルは、市民の大きな関心事になるようこれからも、四街道市、教育委員会、公益財団法人四街道市地域振興財団と一緒に子どもたちの成長を願って継続していくことが私たちの理念です。</p> <p>コロナの状況によりますが、公演ステージ数を2回から3回に変更し、1ステージ入場者数を500人×3回とします。</p> <p>また、中止の場合は3月末までに判断いたします。</p>

第5回 四街道市民ミュージカル予算書

2021年

収 入	支 出	収 支
5,584,000	5,584,000	0

収入

	項 目	予算額	単 価	予・数	備 考	
1	自己負担 参加費 (台本代含む)	大 人	800,000	20,000	40	
		小人・障がい者	300,000	10,000	30	
		年長児・小2年	50,000	5,000	10	
		グループ参加 大人	30,000	3,000	10	
		グループ参加 子ども	20,000	2,000	10	
		自己資金	100,000	20,000	5	
	小計 (ア)	1,300,000				
2	助成金	四街道市芸術文化振興	500,000	500,000	1	
		千葉県芸術文化振興基金	519,000	500,000	1	
		小計 (イ)	1,019,000			
3	事業収入	企業・商店協賛金	110,000	10,000	11	
			150,000	5,000	30	
		個人協賛金	90,000	3,000	30	
			40,000	1,000	40	
		チケット収入	2,600,000	2,000	1,300	
			150,000	1,000	150	
	大人当日	125,000	2,500	50		
	小計 (ウ)	3,265,000				
	合 計 (ア+イ+ウ)	5,584,000				

支出

No	項 目	予算額	単 価	数	備 考
1	助成対象経費 舞台製作費	美 術 (プラン料)	150,000	150,000	1
2		照 明 (プラン料・照明費)	550,000	550,000	1
3		音 響 (プラン料・音響費)	400,000	400,000	1
		1,100,000			
No	項 目	予算額	単 価	数	備 考
1	助成対象外経費 B	原資料 (台本料)	200,000	200,000	1
2		作曲料	200,000	200,000	1
3		編曲料	150,000	150,000	1
4		作曲助手	75,000	7,500	10
5		演出料	200,000	10,000	20
6		演出助手 演技指導料	75,000	5,000	15
7		歌唱指導 歌唱指導料 尾川	200,000	10,000	20
8		謝 歌唱指導	200,000	10,000	20
9		謝 歌唱指導	100,000	5,000	20
10		謝 振付料	300,000	10,000	30
11		謝 振付助手 指導料	75,000	7,500	10
12		謝 公演ピアノ	200,000	10,000	20
13		謝 稽古ピアノ			
14		謝 稽古ピアノ	37,500	7,500	5
15		謝 稽古ピアノ	37,500	7,500	5
16		謝 シンセサイザー (稽古・公演含)	150,000	10,000	15
17		謝 市民スタッフ(保育など)4人	120,000	3,000	40
18		交通費	50,000	2,500	20
19	交通費	26,280	1,314	20	
20	交通費	11,760	1,960	6	
21	交通費	2,500	250	10	
22	交通費	25,000	2500	10	
	小計 (B)	2,435,540			

	項 目	予算額	単 価	数	備 考	
1	助成対象外経費 C	舞台監督	200,000	25,000	8	
2		舞台監督助手	100,000	20,000	5	
6		大道具制作費 (道具費・運搬費)	500,000	500,000	1	
7		小道具制作費	50,000	50,000	1	
8		衣装制作費	200,000	200,000	1	
9		ピアノ調律	22,000	22,000	1	
10		舞台制作宿泊費	100,000	4,000	25	
11		舞台制作・公演スタッフ弁当代	95,000	500	190	
12		衣装プランナー	30,000	30,000	1	
		小計 (C)	1,297,000			

	項 目	予算額	単 価	数
1	消耗品費	30,000	30,000	1
2	一般用 参加者募集チラシ	26,000	1.3	20,000
3	小・中校用 参加者募集チラシ	29,000	3.6	8,000
4	参加者募集ポスター	10,000	100	100
5	公演チラシ	39,000	1.3	30,000
6	公演ポスター	10,000	100	100
7	当日プログラム	6,500	6,500	1
8	パンフレット	125,000	50	2,500
9	チケット制作費	8,000	4	2,000
10	台本制作 用紙代	6,000	3,000	2
11	台本表紙用紙	600	600	1
12	製本テープ	3,500	500	7
13	楽譜制作 用紙代	10,000	5,000	2
14	コピー代	5,000	10	500
15	資料 用紙代	12,000	3,000	4
16	プリンター用インク	20,000	5,000	4
17	通信費(切手代など)	30,000	30,000	1
18	事務業務 人件費(2人)	240,000	3,000	80
19	会議室代	60,000	3,000	20
20	印刷費	15,000	15,000	1
21	その他(会議資料・振込手数料他)	65,860	65,860	1
	小計 (D)	751,460		
	小計 (B+C+D)	4,484,000		
	合 計 (A+B+C+D)	5,584,000		

助成対象外経費 D

製作費

四街道市民ミュージカル実行委員会会則

私たち「四街道市民ミュージカル実行委員会」は、「この街に豊かな文化の発展を願い、「市民ミュージカル」がおりなす感動を共有したい。たくさんの感動に出会えたら、人として心豊かな感性が育まれるから」などの思いを大切に、傷害のる人、ない人が一緒になって、小さなお子さんから大人まで、幅広い市民文化交流による新しい市民文化の創出と、地域の人と心の絆を築く「市民ミュージカル」を立ち上げ、公演にとり組めます。

第1条（会の運営に当たっての所在地）

公演に当たって事務所を四街道市内におきます。

第2条（会の目的）

幅広い市民参加で「ミュージカル」を公演し、地域文化の発展に寄与することを目的とします。

第3条（公演の運営）

公演は「四街道市民ミュージカル実行委員会」が運営にあたります。

第5条（四街道市民ミュージカル実行委員会）

実行委員会は、15～20名で構成し、代表1名、副代表2名、事務局長1名、会計1名を選出し、必要に応じて実行委員会を開催し、運営にあたります。

第6条（会計監査）

会計監査2名を選出します。

第7条（収支決算）

- * 公演の終了後7日以内に収支決算を行い、共催団体の承認を受けるものとします。
- * 収支決算において剰余金が発生した場合は協議の上、次回の市民ミュージカル立ち上げ資金へ充当するか、福祉団体などへ寄付とします。

（付則）

- ①、 この会則は2012年7月4日より施行します。

芸術文化振興助成金事業実 (平成26年度～令和2年度)

No.		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1	団体名	四街道男声合唱団	四街道市民ミュージカル実行委員会	交付事業なし	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道市民ミュージカル実行委員会	
	代表者名	■■■■■	■■■■■		■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	事業名	四街道男声合唱団10周年記念演奏会	四街道市民ミュージカル公演Ⅱ		第3回 四街道市民ミュージカル公演	第1回 四街道市民オペラ公演	第4回 四街道市民ミュージカル公演	
	実施日 実施場所	平成26年5月11日 市文化センター	平成27年8月29日・30日 市文化センター		平成29年9月2日・3日 市文化センター	平成30年9月1日 市文化センター	令和元年8月31日・9月1日 市文化センター	
	総事業費	682,285円	6,366,150円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,150,516円	
	助成金	200,000円	500,000円	0円	500,000円	500,000円	500,000円	
2	団体名	コーラス・ゆう	四街道市大正琴同好会				四街道写友会	
	代表者名	■■■■■	■■■■■				■■■■■	
	事業名	コーラス・ゆう30周年記念コンサート	四街道市大正琴同好会20周年記念演奏会				四街道写友会創立40周年記念写真展	
	実施日 実施場所	平成26年7月19日 東葉銀行文化プラザ(千葉市)	平成27年7月30日 市文化センター				令和元年5月28日～6月2日 市民ギャラリー	
	総事業費	1,462,973円	713,627円	0円	0円	0円	78,051円	
	助成金	200,000円	200,000円	0円	0円	0円	21,000円	
3	団体名	四街道太鼓みかさ会	マンドリーノ・チェリー				歌謡会	
	代表者名	■■■■■	■■■■■				■■■■■	
	事業名	四街道太鼓みかさ会25周年記念公演会	マンドリーノ・チェリー創立15周年記念演奏会				第50回記念 歌謡会	
	実施日 実施場所	平成26年4月20日 市文化センター	平成26年3月21日 市文化センター				令和元年7月7日 市文化センター	
	総事業費	412,536円	541,878円	0円	0円	0円	547,494円	
	助成金	93,000円	128,000円	0円	0円	0円	150,000円	
4	団体名							
	代表者名							
	事業名							
	実施日 実施場所							
	総事業費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	助成金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	年間総事業費	2,557,794円	7,621,655円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,776,061円	
	年間総助成金	493,000円	828,000円	0円	500,000円	500,000円	671,000円	

○四街道市芸術文化振興助成金交付要綱

平成6年3月28日

告示第49号

改正 平成16年8月19日告示第136号

平成21年3月30日告示第63号

平成23年3月30日告示第55号

平成25年3月28日告示第37号

平成26年3月31日告示第65号

平成27年3月30日告示第42号

平成30年3月30日告示第49号

平成31年3月31日告示第55号

(趣旨)

第1条 市長は、芸術文化の振興を図るため、市民が行う芸術文化活動に要する経費について、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、当該年度の予算の範囲内において四街道市芸術文化振興助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる活動（以下「事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、政治的又は宗教的な宣伝意図を目的とする事業及び営利目的が顕著な事業は対象としない。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の公演又は公開
- (2) 美術の展示及び関連活動
- (3) 文芸、映像芸術の創造又は公開
- (4) 伝統的建造物、遺跡等を保存し、又は活用する活動
- (5) 民俗芸能を保存し、又は活用する活動
- (6) 文化財の保存技術又は伝統工芸技術の伝承又は復活のための活動

2 前項に規定する事業は、市の区域内又はこれに隣接する市の区域で実施するものに限るものとする。

(平21告示63・平25告示37・一部改正)

(対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1事業につき500,000円を上限とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市の区域内で実施する事業 助成対象経費総額の2分の1以内の額
- (2) 市に隣接する市の区域で実施する事業 助成対象経費総額の4分の1以内の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平16告示136・平21告示63・平25告示37・一部改正)

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、芸術文化振興助成金交付申請書（様式第1号）を当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、芸術文化振興助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、事業計画等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、芸術文化振興助成金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、助成金の交付決定の内容を変更し、又は一部若しくは全部を取り消すことができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、芸術文化振興助成金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算(見込)書

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により助成事業の完了に係る成果の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の決定と適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、芸術文化振興助成金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、芸術文化振興助成金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第11条 助成金の交付方法は、前条に規定する請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

(平23告示55・旧附則・一部改正)

(失効等)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る助成金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(平23告示55・追加、平26告示65・平27告示42・平30告示49・一部改正)

附 則 (平成16年告示第136号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第63号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第55号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第37号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第65号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第42号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条第1項)

芸術文化振興事業助成対象経費一覧

項目	内容
謝金	講師謝金、編集謝金、調査謝金、原稿執筆謝金、会場整理員賃金等
旅費	交通費等
消耗品費	事業用消耗品費等
宣伝費	広告宣伝費 (新聞、雑誌、駅貼り等)、立看板費等
印刷費	プログラム・パンフレット印刷費 (無料配布する場合)、図録印刷費 (無料配布する場合)、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、報告書印刷費、資料印刷費等
記録費	録画費、録音費、写真費等
委託費	調査委託費、人形・楽器・衣装等製作委託費等 (特に認められた場合に限る。)、公演委託費等

資料等購入費	資料購入費等
原材料費	資材購入費等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、稽古ピアニスト料、調律料、写譜料、楽器製作料等
通信費	通信連絡費、運搬費等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
使用料及び賃借料	会場使用料（付帯設備費を含む。）、楽器借上料、器具等借上料、作品借上費、機器借上料、道路使用料、駐車料等
設営費	会場設営費、展示工作・撤去費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費、効果費等
保険料	保険料等
保全・補修費	町並み等の保全・補修経費等

四街道市芸術文化振興助成金交付に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、四街道市芸術文化振興助成金交付要綱（平成6年告示第49号。以下「要綱」という。）第6条の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱の例による。

(基準)

第3条 要綱第1条に規定する「市民が行う」とは次に掲げるものをいい、審査の際は第1号に該当するものを優先するものとする。

- (1) 市民自らが要綱第2条第1項に規定する事業を行うもの
- (2) 市民自らは要綱第2条第1項に規定する事業を行わないが、事業の企画や運営に参加するもの

第4条 要綱第2条第1項に規定する事業について、次に掲げる事業に該当するものを優先する。

- (1) 企画事業（実行委員会等を組織して行うものとする。）
- (2) 記念事業、周年事業（おおむね10周年以上のものとする。）

2 要綱第2条第1項ただし書の規定のほか、次に掲げる事業については要綱の助成金の対象からは除くものとする。

- (1) 学校、企業、職能団体及びこれらに準ずる団体が行う活動
- (2) 教授所、教室等が行う稽古事等の発表活動
- (3) 団体の総会、集会等の活動
- (4) 販売、出版、寄付等を目的とした活動
- (5) 要綱の助成金のほかに公的な機関から補助金や委託費等が支出されている事業

第5条 要綱第2条第2項に規定する事業の実施区域の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 四街道市の区域内
- (2) 四街道市に隣接する市の区域

2 前項第2号に規定する区域で助成金の交付対象となる活動は、記念事業及び周年事業のみとし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国・県等公共団体により依頼があった場合

(2) 施設の工事等により市内での会場の確保が困難な場合

(3) 市長が特別に認める場合

第6条 要綱第3条に規定する助成対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公演及びリハーサル、ゲネプロなどの直接的経費とし、練習に係るものは除く。

(2) 主催団体の構成員に支払われる経費（賃金、謝金、手数料、委託料、交通費）は除く。

(3) 主催団体又は、個人の所有となる備品（楽器、楽譜、事務機器、衣類等）は除く。

第7条 要綱第4条第1項に規定する助成金の額については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企画事業は50万円を上限とする。

(2) 記念事業、周年事業は20万円を上限とする。

(審査)

第8条 要綱第6条に規定する審査に当たっては、四街道市社会教育委員の審議を経るものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号については、平成26年度以降の適用とする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。